

大阪市規則第133号

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(大阪市北区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 大阪市北区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第139号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、北区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る] [2・3 略]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、北区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所</u> に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 同左] <u>(17) 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理</u> に関すること [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市都島区役所事務分掌規則の一部改正)

第2条 大阪市都島区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第140号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、都島区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、都島区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所</u> に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。
[(1)～(16) 略]	[(1)～(16) 同左]
【削る】	<u>〔17〕 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること</u>
[2・3 略]	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市福島区役所事務分掌規則の一部改正)

第3条 大阪市福島区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第141号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、福島区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、福島区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所</u> に限る。）に所属する職員に補助執行させるこ

[1]～[16] 略	とができる。
[削る]	[1]～[16] 同左] <u>[17]</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること
[2・3 略]	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市此花区役所事務分掌規則の一部改正)

第4条 大阪市此花区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第142号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、此花区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る] [2・3 略]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、此花区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所</u> に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 同左] <u>[17]</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること [2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市中央区役所事務分掌規則の一部改正)

第5条 大阪市中央区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第143号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、中央区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、中央区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所</u> に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。
[(1)～(16) 略]	[(1)～(16) 同左]
[削る]	<u>(17) 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること</u>
[2・3 略]	[2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市西区役所事務分掌規則の一部改正)

第6条 大阪市西区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第144号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させるこ	第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影</u>

とができる。	<u>を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</u>
[1]～[16] 略] [削る]	[1]～[16] 同左]
[2・3 略]	<u>[17] 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関するこ</u>
	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市港区役所事務分掌規則の一部改正)

第7条 大阪市港区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第145号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、港区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、港区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</u> [(1)～(16) 同左] <u>[17] 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関するこ</u>
[2・3 略]	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市大正区役所事務分掌規則の一部改正)

第8条 大阪市大正区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第146号)の一部を次のように改正す

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、大正区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る] [2・3 略]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、大正区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に</u> 限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 同左] <u>(17)</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること [2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部改正)

第9条 大阪市天王寺区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第147号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、天王寺区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務に	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、天王寺区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務に

<p>あつては、転出先の住所地を所管する<u>区役所</u>に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(16) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>あつては、転出先の住所地を所管する<u>区役所</u>、<u>第17号に掲げる事務</u>にあつては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する<u>区役所</u>に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(16) 同左]</p> <p><u>(17)</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること</p>
--	--

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部改正)

第10条 大阪市浪速区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第148号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、浪速区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあつては、転出先の住所地を所管する<u>区役所</u>に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(16) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、浪速区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあつては、転出先の住所地を所管する<u>区役所</u>、<u>第17号に掲げる事務</u>にあつては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する<u>区役所</u>に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(16) 同左]</p> <p><u>(17)</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること</p>

[2・3 略]

[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第11条 大阪市西淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第149号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西淀川区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する <u>区役所</u> に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る] [2・3 略]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西淀川区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する <u>区役所</u> 、 <u>第17号に掲げる事務</u> にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 同左] <u>〔17〕</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること [2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第12条 大阪市淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第150号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
-----	-----

(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、淀川区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、淀川区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。
[(1)～(16) 略]	[(1)～(16) 同左]
〔削る〕	〔17〕 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること
[2・3 略]	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第13条 大阪市東淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第8条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東淀川区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	(補助執行の特例) 第8条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東淀川区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。

[1]～[16] 略	[1]～[16] 同左]
[削る]	<u>[17]</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること
[2・3 略]	[2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市東成区役所事務分掌規則の一部改正)

第14条 大阪市東成区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第152号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東成区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る] [2・3 略]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東成区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所</u> に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 同左] <u>[17]</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること [2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市生野区役所事務分掌規則の一部改正)

第15条 大阪市生野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第153号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、生野区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る] [2・3 略]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、生野区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 同左] 〔17〕 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市旭区役所事務分掌規則の一部改正)

第16条 大阪市旭区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第154号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、旭区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、旭区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に

[1]～[16] 略	限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。
[削る]	[1]～[16] 同左]
[2・3 略]	<u>[17]</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること
	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市城東区役所事務分掌規則の一部改正)

第17条 大阪市城東区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第155号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、城東区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。	第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、城東区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</u>
[1]～[16] 略]	[1]～[16] 同左]
[削る]	<u>[17]</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること
[2・3 略]	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部改正)

第18条 大阪市鶴見区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第156号)の一部を次のように改正す

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、鶴見区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る] [2・3 略]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、鶴見区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に</u> 限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 同左] <u>(17)</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること [2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部改正)

第19条 大阪市阿倍野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第157号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、阿倍野区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務に	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、阿倍野区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務に

<p>あつては、転出先の住所地を所管する<u>区役所</u>に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(16) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>あつては、転出先の住所地を所管する<u>区役所</u>、<u>第17号に掲げる事務</u>にあつては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する<u>区役所</u>に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(16) 同左]</p> <p><u>(17)</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること</p>
--	--

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部改正)

第20条 大阪市住之江区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第158号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、住之江区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあつては、転出先の住所地を所管する<u>区役所</u>に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(16) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、住之江区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあつては、転出先の住所地を所管する<u>区役所</u>、<u>第17号に掲げる事務</u>にあつては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する<u>区役所</u>に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(16) 同左]</p> <p><u>(17)</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること</p>

[2・3 略]

[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第21条 大阪市住吉区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第159号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、住吉区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 略] [削る] [2・3 略]	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、住吉区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(16) 同左] 〔17〕 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること [2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第22条 大阪市東住吉区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第160号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
-----	-----

(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第8条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東住吉区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	第8条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東住吉区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。
[(1)～(16) 略]	[(1)～(16) 同左]
〔削る〕	〔17〕 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること
[2・3 略]	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市平野区役所事務分掌規則の一部改正)

第23条 大阪市平野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第161号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、平野区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	(補助執行の特例) 第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、平野区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。

[1]～[16] 略	[1]～[16] 同左]
[削る]	<u>[17]</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること
[2・3 略]	[2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市西成区役所事務分掌規則の一部改正)

第24条 大阪市西成区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第162号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西成区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。	第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西成区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所</u> に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。
[1]～[16] 略]	[1]～[16] 同左]
[削る]	<u>[17]</u> 大阪市印鑑条例第7条の規定により登録した印鑑に係る印影を登録する印鑑登録原票の管理に関すること
[2・3 略]	[2・3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。